

知ってる？共済Q&A



やむを得ない事情で勤務を休んだとき

病気やケガ、家族の介護など、やむを得ない事情で勤務を休んだとき、共済組合からどのような給付を受けることができますか？



組合員が病気やケガ、家族の介護など、やむを得ない事情で勤務を休み、給料の全部または一部が出なくなったときには、共済組合が次のような手当金を支給します。

なお、手当金は日額計算で支給され、週休日(土・日曜日)は支給対象に含まれません。また、給料の一部が支払われていて、その額が各手当金よりも少ない場合には、差額分が支給されます。

●傷病手当金

組合員が公務以外の病気やケガで勤務を休み、給料の全部または一部が出なくなった場合に、休業4日目から支給されます。

[支給額]

1日につき給料日額(給料の1/22の額) × 2/3 × 1.25

[支給期間]

病気、ケガについては1年6カ月間

結核性の病気については3年間

〈注意〉給料の一部が支給されている場合又は、退職・老齢を給付事由とする年金、障害共済年金、障害基礎年金若しくは障害一時金を受けることができる場合は、調整されます。また、出産手当金を支給されている場合には、その期間中は傷病手当金は支給されません。

●休業手当金

組合員(任意継続組合員を除く)が不慮の災害、家族の病気やケガなどで勤務を休み、給料の全部または一部が出なくなった場合に支給されます。

[支給額]

1日につき給料日額(給料の1/22の額) × 0.6

[支給される場合と支給期間]

支給される場合	支給期間
① 家族(被扶養者)の病気やケガ	欠勤した全期間
② 配偶者(※)の出産	14日以内の欠勤した期間

③ 組合員の公務によらない不慮の災害、または被扶養者の不慮の災害	5日以内の欠勤した期間
④ 組合員の結婚、配偶者(※)の死亡、または被扶養者などの結婚や葬祭	7日以内の欠勤した期間
⑤ ①～④以外で、組合員の配偶者(※)、子または父母で被扶養者でない人の病気やケガなど	7日以内の欠勤した期間

※被扶養者でない配偶者および内縁関係にある人も含みます。

〈注意〉①のうち、介護休業手当金の支給対象に該当するときは、次の介護休業手当金を参照してください。なお、傷病手当金・出産手当金が支給されている場合には、その期間中は休業手当金は支給されません。

●介護休業手当金

要介護状態にある家族の介護のために、組合員(任意継続組合員を除く)が介護休暇をとるときに支給されます。

[支給額]

1日につき給料日額(給料の1/22の額) × 0.4 × 1.25

[支給期間]

介護休業開始の日から3カ月を超えない期間

〈注意〉同一の介護について、雇用保険法の介護休業給付の支給を受けられるときは支給されません。介護休業手当金が支給される場合も、同法の規定に準じた上限額があります。なお、この手当金は、初めて介護休業の承認を受け、2週間以上の休業を一括して請求した組合員に支給されます。

休業給付には上記のほか、「出産手当金」「育児休業手当金」があります。詳しくは所属所の共済事務担当課又は、共済組合保険課にお問い合わせください。